

議案第59号

調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年9月4日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、特定事業所内保育施設及び市民緑地に係る都市計画税の課税標準の特例割合を定めるため、提案するものであります。

調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市都市計画税賦課徴収条例（昭和31年調布市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第15項を附則第17項とし、附則第14項を附則第16項とする。

附則第13項中「若しくは第42項」を「、第42項、第44項若しくは第45項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第12項中「附則第2項及び第4項」を「附則第4項及び第6項」に、「附則第2項及び第5項」を「附則第4項及び第7項」に、「附則第3項、第5項及び第6項」を「附則第5項、第7項及び第8項」に、「附則第5項から第7項まで」を「附則第7項から第9項まで」に、「附則第7項」を「附則第9項」に、「附則第8項から第10項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第9項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第11項を附則第13項とし、附則第7項から第10項までを2項ずつ繰り下げる。

附則第6項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第5項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第4項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第3項を附則第5項とし、附則第2項を附則第4項とし、附則第1項の次に次の2項を加える。

(法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合)

2 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

(法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合)

3 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。